

岩手県収用委員会告示第12号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成29年8月18日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道・岩手県大船渡市三陸町吉浜字中井地内から釜石市両石町第4地割地内まで及び同市片岸町第1地割地内から同県下閉伊郡山田町船越第2地割地内まで）並びにこれに伴う一般国道、県道、市道、町道、普通河川及び準用河川付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	使用しようとする土地の面積	実地の状況	備考
岩手県釜石市 甲子町第13地割	268番6	原野	1,685㎡	1,685.64㎡	① 631.66㎡	② 18.35㎡	山林	1 別図に①及び②として赤色で表示する部分 2 共有持分240分の1

- 4 土地所有者の氏名及び住所 別紙のとおり。
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 別紙のとおり。
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成29年8月10日

備考 「別図」及び「別紙」は、省略し、岩手県収用委員会事務局に備えておいて縦覧に供する。